

静岡県倉庫協会委員会規程

- 第1条 静岡県倉庫協会規約第21条の規定に基づき、次の委員会を置く。
- 一、総務委員会
 - 二、業務委員会
 - 三、教育研修委員会
 - 四、安全環境委員会
- 第2条 委員会は、静岡県倉庫協会（以下「協会」という。）における会務の円滑な運営を図り、もって倉庫業の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 2、総務委員会
 - 一、総務、人事、予算等会務の運営に関する事項
 - 二、税制・金融・会計制度等の陳情、啓発等に関する事項
 - 三、広報に関する事項
 - 3、業務委員会
 - 一、事業計画に関する事項
 - 二、物流高度化及び物流政策に関する研究及び政策提言に関する事項
 - 三、法規制、保険、その他倉事業運営に関する事項
 - 四、IoT・AI・情報システムに関する事項
 - 五、災害時ロジスティクスに関する事項
 - 六、貨物動向調査及び料金体系等の研究
 - 七、食糧問題、サイロの問題に関する事項
 - 八、トランクルーム・消費者物流に関する事項
 - 4、教育研修委員会
 - 一、教育・研修に関する事項
 - 二、倉庫管理主任者講習会に関する事項
 - 三、倉庫施設・荷役機械等の技術的研究に関する事項
 - 5、安全環境委員会
 - 一、防災・安全及び地震対策に関する事項
 - 二、自主監査に関する事項
 - 三、環境対策に関する事項
- 第4条 各委員会には、次の役員を置く。
- 一、委員長 1名
 - 二、副委員長 若干名
 - 三、委員
- 第5条 前条の役員選任は、協会理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 2、人事異動等に伴い役員に変更が生じた場合は、所属支部から新たな委員を補充するものとする。
 - 3、緊急を要する委員の変更については、会長の承認を経て補充選任できるものとする。
 - 4、第2項、第3項の補充選任した場合、会長は、次の理事会に報告しなければならない。
- 第6条 委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。
- 第7条 委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要ある場合は委員会の議を経て専門委員会を置くことができる。
- 第8条 委員会の議決のうち、重要な事項は協会理事会に付議し承認を経なければならない。

第9条 本委員会規程に定めのない事項については、協会理事会の議を経て別に定める。

(附則)

- 1、本規程は、平成16年5月26日から施行する。
- 2、総務委員会規程、税制対策委員会規程、業務委員会規程、倉庫管理指導委員会規程は廃止する。

(附則)

本改正規程は、平成24年4月26日から施行する。

(附則)

本改正規程は、平成28年6月29日から施行する。

(附則)

本改正規程は、令和2年4月1日から施行する。